

第6回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 次 第

日時：平成23年7月28日（木） 11：30～

場所：市民交流プラザ5階 大会議室

1 開 会

2 挨 拶 会長 草津市副市長 山岡晶子

3 議 事

議第1号 平成22年度決算について

4 閉 会

議第 1 号

平成 2 2 年度決算について

平成 2 2 年度決算について、別紙のとおり定める。

平成 2 3 年 7 月 2 8 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会
会 長 山 岡 晶 子

平成 2 2 年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会収支決算書

〔 自 平成 2 2 年 4 月 1 日
至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 〕

収 入

単位：千円

科 目			予算額	決算額	増減額	備考
款	項	目				
1	1		0	0	0	
負担金	負担金	1 負担金	0	0	0	
2	1		8,500	6,720	△1,780	
補助金	補助金	1 補助金	8,500	6,720	△1,780	国土交通省補助金 3,360
3	1		0	0	0	
繰越金	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	1		1	0	△1	
借入金	借入金	1 借入金	1	0	△1	市中銀行借入
5	1		2	0	△2	
諸収入	諸収入	1 寄付金	1	0	△1	協賛金
		2 雑 入	1	0	△1	
計			8,503	6,720	△1,783	

支 出

単位：千円

科 目			予算額	決算額	増減額	備考
款	項	目				
1	1		2	0	△2	
運営費	事務費	1 会議費	1	0	△1	
		2 事務費	1	0	△1	
2	1		8,500	6,720	△1,780	
事業費	事業費	1 事業費	0	0	0	
		2 負担金	8,500	6,720	△1,780	調査研究業務
3	1		1	0	△1	
予備費	予備費	1 予備費	1	0	△1	
計			8,503	6,720	△1,783	

※繰越金

(平成 2 2 年度収入決算額) (平成 2 2 年度支出決算額) (平成 2 2 年度繰越金)
6,720,000 円 － 6,720,000 円 ＝ 0 円

平成22年度 会計監査報告書

草津市地域公共交通活性化再生協議会の平成22年度会計監査について、
下記のとおり報告する。

記

貯金通帳、証拠書類の経理及び処理について、正確かつ適正に執行されていることを認める。

平成 23 年 7 月 5 日

監事

須口俊助



監事

南英三



草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 山岡 晶子 様

平成 22 年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会事業報告書

1 各種会議の開催

下記の会議を継続的に開催し、公共交通体系の再編、機能強化に向けた各種事業の企画、実施ならびに評価を実施しました。

(1) 総 会（地域公共交通活性化再生協議会）

第 4 回 平成 22 年 11 月 24 日開催

- ・平成 21 年度決算について

第 5 回 平成 23 年 3 月 23 日開催

- ・平成 23 年度予算について

(2) 分科会（草津市地域公共交通会議及び草津市福祉有償運送運営協議会）

【地域公共交通会議】

第 10 回 平成 22 年 5 月 17 日開催

- ・実証運行有料化について

第 11 回 平成 22 年 11 月 24 日開催

- ・実証運行事業に関する報告

第 12 回 平成 23 年 1 月 12 日開催

- ・まめバス実証運行路線再編について

第 13 回 平成 23 年 3 月 23 日開催

- ・アンケート調査報告について
- ・山田学区ワークショップについての報告

【福祉有償運送運営協議会】

第 6 回 平成 22 年 8 月 27 日開催

- ・法 79 条登録申請にかかる対象旅客の審査

第 7 回 平成 23 年 2 月 21 日開催

- ・法 79 条登録団体の更新登録審査

2 公共交通の改善に関する調査研究の実施

平成 22 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金を活用し、コミュニティバス（まめバス）の効果測定調査（OD 調査、利用者アンケート、実証データの分析、モビリティマネジメント等）に取り組みました。

(1) 「地域公共交通活性化・再生総合事業」の活用

- ・国の補助制度を活用し、調査研究経費の支援を受けました。

補助対象経費：7,000,000 円

決定額：3,500,000 円

確定額：3,360,000 円

※実施額：6,720,000 円



3. 地域公共交通確保維持改善事業

補助金等制度名称	地域公共交通確保維持改善事業
目的・概要	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。
対象事業	① 地域公共交通確保維持事業 地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通ネットワーク計画に基づいて実施される事業 ② 地域公共交通バリア解消促進等事業 バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業 ③ 地域公共交通調査事業 地域の公共交通に関する確保維持改善の取組であって、地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業
問い合わせ・申請先	【制度全般・計画・フィーダー路線関係】 近畿運輸局企画観光部交通企画課 電話06-6949-6409 大阪運輸支局総務企画部門（大阪府） 電話072-821-9176 京都運輸支局総務企画部門（京都府） 電話075-681-1427 奈良運輸支局企画輸送・監査部門（奈良県） 電話0743-59-2151 滋賀運輸支局企画輸送・監査部門（滋賀県） 電話077-585-7253 和歌山運輸支局総務企画部門（和歌山県） 電話073-422-2130 神戸運輸監理部（魚崎庁舎）企画調整官（兵庫県） 電話078-453-1106 神戸運輸監理部総務企画部企画課（兵庫県・海上交通関係） 電話078-321-3144 【鉄道関係】 近畿運輸局鉄道部計画課 電話06-6949-6442 【自動車交通関係】 近畿運輸局自動車交通部旅客第一課 電話06-6949-6445 大阪運輸支局輸送部門（大阪府） 電話072-822-6733 京都運輸支局輸送・監査部門（京都府） 電話075-681-9765 奈良運輸支局企画輸送・監査部門（奈良県） 電話0743-59-2151 滋賀運輸支局企画輸送・監査部門（滋賀県） 電話077-585-7253 和歌山運輸支局輸送・監査部門（和歌山県） 電話073-422-2138 神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門（兵庫県） 電話078-453-1104 【海上交通関係】 近畿運輸局海事振興部旅客課（兵庫県以外） 電話06-6949-6415 京都運輸支局舞鶴庁舎運航・船舶部門（京都府） 電話0773-75-0616 和歌山運輸支局運航・船員部門（和歌山県） 電話073-422-0606 和歌山運輸支局勝浦海事事務所 電話0735-52-0260 神戸運輸監理部海事振興部旅客課（兵庫県） 電話078-321-3146



『地域公共交通確保維持改善事業』 ～生活交通サバイバル戦略～（新規） 23年度 305億円

生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域最適な移動手段の提供と、駅のバリアフリー化等移動に当たっての様々な障害を解消

地域公共交通確保維持事業

- ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを、一体的かつ継続的に支援
- ・ 支援にあたっては、運行（航）欠損額の事後的な補填方式から効率化された標準的な事業費等を前提とした事前算定方式に変更する等により、より効果的・効率的な支援を実施

陸上交通

- ・ 地域特性や実情に応じた地域最適な地域間生活交通ネットワークと、同ネットワークに密接な地域内の生活交通等を一体的に、その運行を支援

《事前算定方式等への変更》

《広域的・幹線的バスの補助要件緩和》

《幹線交通と密接な一定の地域内バス・デマンド交通の運行について支援対象を拡充》



離島交通

- ・ 島民の生活に必要不可欠な離島航路・航空路の運航を支援
- ・ 離島航路の構造改善促進に資する公設民営化のための船舶建造等を支援

《離島航路：事前算定方式等への変更とともに、全体の補助充足率や移動環境改善への取組支援を充実》

《離島航空路：支援に制約のある特別会計から一般会計へ移行》



地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化

- ・ ノンステップバス、福祉タクシーの導入を支援
- ・ 旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援

利用環境の改善

- ・ バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等を支援

地域鉄道の安全性の向上

- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等を支援

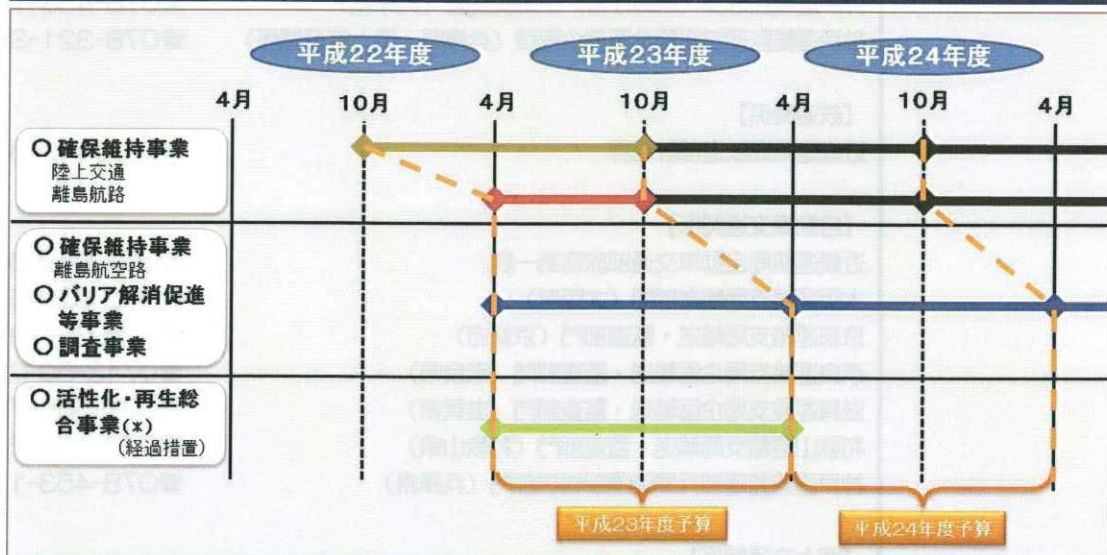
地域公共交通調査事業

- ・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の支援等



《個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度へ改善》

地域公共交通確保維持改善事業のスケジュールについて



- ・ 新制度は平成23年度4月1日施行。
- ・ 事業年度（補助対象期間）は、陸上交通及び離島航路に係る確保維持事業については、10月～9月（ただし、新制度への移行期である平成23年度においては、地域内生活交通への支援等新たな補助事業については4月～9月）、それ以外は4月～3月。

（*）平成22年度までに地方運輸局長等の認定を受けた地域公共交通活性化・再生総合事業計画（「総合事業計画」）に係る事業（「計画事業」）であって、既に事業に着手しているものについては、平成23年度に限り、従前の補助メニューにしたがって支援を実施。